

売却区分番号	1097-2		
見積価額	¥239,000	公売保証金	要しない
財産の表示	所在 島根県浜田市金城町七条 地番 イ942番5 地目 宅地 地積 206.74 m ² 以上登記簿による表示		
公法上の規制	都市計画区域外 特定盛土等工事規制区域		
接道状況	公売財産は、西側で幅員約3.5メートルの舗装市道「七条43号線」にほぼ等高に接面する。		
地盤・地勢	公売財産は、間口約13メートル、奥行き最大約18メートルのほぼ台形状の画地であり、地勢はほぼ平坦である。		
使用状況等	公売財産は、令和8年4月現在、利用されていない。		
管理状況等	—		
特記事項	公売財産上には未登記建物が存在し、公売により法定地上権が成立すると見込まれる。		
住居表示等	島根県浜田市金城町七条イ942番5		
最寄駅等	JR（西日本）山陰本線 浜田駅 南東方約8.7キロメートル（道路距離）		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等をご確認ください。 2 掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は、現況を優先します。 3 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 4 執行機関（国）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、公売財産内にある動産等の処理については買受人が行うことになります。 5 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 6 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 7 権利移転及び危険負担の移転の時期は、売却決定後、買受人が買受代金を納付した時です。 ただし、法令等の規定により許可又は登録等を要する公売財産については、関係機関の許可又は登録等の要件を満たさなければ、権利移転の効力は生じません。 8 公売財産の権利移転に伴う費用は買受人の負担となります。 9 公売を中止する場合がありますので、入札前に公売中止の有無をご確認ください。 10 売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。 		

売却区分番号

1097-2



売却区分番号

1097-2

